

## 第五期宮城県ニホンザル管理計画策定方針に対する関係機関からの意見・回答

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
1	4 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過剰な人慣れ防止」が、右隣欄「達成状況」内の「人馴れ防止」と使用漢字が違っているので、統一してはどうか。</li> <li>・「自然遺産」について、表現が誤解を受けやすいのではないか。「遺産」とは過去から残され今後保全しないと消滅する運命にあるもの。生息頭数や群れが増加傾向にあるのを防ぐ必要があることと矛盾する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人馴れ」に統一する。</li> <li>・捕獲や生息環境の変化により群れが分裂し、人慣れが進んでいるため、保護しなければいずれ県内のニホンザルは絶滅の恐れがあるため、過去の不十分な調査結果での増加のみで判断せず、農作物等に頼らない自然に生きるニホンザルとして、共存を図る目的である。</li> </ul>	△
2	(3) ポピュレーション管理に関する目標（達成状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係市町村間での連携については、仙台市と川崎町と跨いで移動している『三森山の群れ』及び『本砂金の群れ』についてH28年度以降、両市町間での連携した対策を検討している。」 ⇒「両市町間での連携した対策を検討」とはどのようなことを指しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘のとおり、記載から削除する。</li> <li>・南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会は参加し、実施された。</li> </ul>	△
3	(4) 被害の防除に関する目標（新計画策定方針）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「長期的な被害の減少傾向に誘導できるよう、前年度の防除対策実施状況と被害内容・額の推移から次年度計画についての指標を定め、効果的な対策が継続できるよう市町村を支援する。」 ⇒各市町村から、前年度実施状況と次年度計画策定の報告は同時期に次年度計画策定後に行っている状況で、どのように指標を定めるのか、及びどのような形で市町村を支援するのかわからないため、具体的な内容を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体策については、今後、県農政部農山漁村なりわい課などと協力して策定していきたいと考えている。</li> </ul>	△

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
4	2 管理目標に向けた 具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県はR 2年度に、それまでの調査結果に基づき、群れのレベル判定を行い、市町村に対して情報公開した」⇒第四期計画（H29～）では、H24年度に行った群れ評価に応じて具体的な対策を実施するよう書かれており、「群れの再評価については、計画期間中に、必要に応じて実施」とあったが、実際にはR2年度まで実施されなかった。また再評価結果についても県HPに掲載されていない。次期計画では、迅速かつ適切な対応ができるような再評価の時期を明記すること。また再評価結果について市町村がいつでも確認できるように、情報公開の手法を検討してほしい。</li> <li>・「群れごとの評価及び対策」⇒「仙台・川崎」では評価レベルが「A～D」と書かれている群れが多いが、どのような対策をとるべきかわかりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県として継続して生息状況調査と群れのレベル判定と遊動域の調査結果を適宜提供し、防除対策の手法については、有識者の意見を交えながら検討していく。</li> </ul>	△
5	(1) 人との関係から見たサルの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村が実施する有害捕獲で捕獲された個体の半数以上について、由来する群れを特定できておらず、レベルごとの対策が正しく行われていなかった。」「県では、『宮城県ニホンザル管理事業業務』受託者を介して、市町村の捕獲計画に対し、専門的見地から農作物被害を及ぼす加害個体のみ限定した捕獲に切り替えるなどの働きかけを強め、全頭捕獲による群れ消滅の可能性を軽減するよう努めた。」⇒受託者を介して実施したとあるが、次期計画においても同様な支援を想定しているのか（「受託者を介して」という表現は、県の事業か否かがわかりづらい）。また県として、現計画における課題を踏まえた具体的な支援がどのようなものか、示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県として継続して生息状況調査と群れのレベル判定と遊動域の調査結果を適宜提供し、防除対策の手法については、有識者の意見を交えながら検討していく。</li> </ul>	△

No	項目	意見の概要	回答	修正 対応
6	(3) 檻で捕獲された個体の処理方法 (新計画策定方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「引き続き、捕獲個体は捕獲場所や山野に放置しないよう、市町村に対して、埋設や焼却等による適切な処理を行ってもらうよう努める。」⇒「捕獲個体は捕獲場所や山野に放置しない」ことは法第19条で「鳥獣を捕獲等又は採取等した者」に対して定められていることから、「市町村に対して」を削除してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘のとおり、記載から削除する。</li> </ul>	○
7	(6) 餌やりなどの行為の禁止（達成状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仙台市では、観光地等において餌付け自粛の看板設置、チラシ配架が実施された。」⇒仙台市内では、H28年度を最後に、事業として看板の新規設置や更新は行っていない。仙台市の取組みのみが成果として書かれている中で、「新計画策定方針」が「引き続き、周知徹底する。」という表現になっており、実際に市町村としてこれに関する要望があるのか、またどのような周知徹底を想定しているかわかりづらい。(なお、仙台市では、H29年度以降、誘引要因の除去にポイントを置いた広報を行っている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘のとおり、記載から削除する。</li> <li>計画区域市町において、住民に対する広報等による周知・指導等が実施されたと訂正する。</li> </ul>	○